



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

上場会社名	株式会社トーエネック
代表者	代表取締役社長 久米 雄二 (コード番号 1946)
問合せ先責任者	取締役常務執行役員 伊藤 保孝 総務部長 (TEL 052-219-1906)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 97 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結することができる会社役員(取締役)の範囲が変更されることに伴い、取締役および監査役に広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 31 条(取締役の責任免除)および第 40 条(監査役の責任免除)の規定を一部変更するものであります。

なお、定款第 31 条の規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日(木)

以 上

(下線は変更箇所を示す)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (省略)</p> <p>② 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (省略)</p> <p>② 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>② 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>② 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>

以上